

豊中市立彩葉中学校への就学に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）及び学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則（昭和30年豊中市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条第2項の申立てにより、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、就学すべき学校として指定（規則第4条第1項の申立てに基づき、教育委員会が指定した学校を変更する場合を含む。）した豊中市立中学校又は義務教育学校を、学びの多様化学校に変更すること（以下「指定校変更」という。）について、令および規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、前条に定めるほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）、令及び規則の定めるところによる。

(対象者)

第3条 豊中市立彩葉中学校（以下「彩葉中学校」という。）への就学の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、教育委員会が認めた者とする。

- (1) 教育委員会が定めた基準日において豊中市内に居住し、豊中市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「市立学校」という。）に在籍する学齢児童生徒（以下「児童生徒」という。）であること。
- (2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒又は同号に規定する状況に相当すると教育委員会が認める児童生徒であること。
- (3) 彩葉中学校における学びの趣旨を理解し、同校で学びたいという思いのある児童生徒であること。
- (4) 彩葉中学校への通学は、徒歩又は公共交通機関の利用によること。
- (5) 通学途上における当該児童生徒の事故については、保護者が責任を持つこと。

(転入学検討委員会)

第4条 彩葉中学校への就学に関して必要な検討を行うため、彩葉中学校転入学検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、次に掲げる事項に関する検討を行う。

- (1) 彩葉中学校への就学に関すること。
- (2) その他教育委員会が検討委員会において審議する必要があると認めること。

- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 検討委員会に委員長を置き、委員長は教育政策監をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 検討委員会は、必要に応じて検討に必要な者（心理、医療、福祉等に関し専門的知識を有する者を含む。）の意見を求めることができる。

（検討部会）

第5条 検討委員会で検討する事項に関し具体的な調査、検討等を行わせるため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名する部会員等で組織する。
- 3 検討部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員のうちから委員長が指名する。
- 4 検討部会は、必要に応じて検討に必要な者（心理、医療、福祉等に関し専門的知識を有する者を含む。）の意見を求めることができる。
- 5 検討部会は、調査、検討した結果について、検討委員会に報告するものとする。

（会議の非公開）

第6条 検討委員会及び検討部会の内容は、非公開とする。

（庶務）

第7条 検討委員会及び検討部会の庶務は、学びの多様化学校に係る事務を所管する課において処理する。

（就学手続）

第8条 彩葉中学校への就学を希望する児童生徒及び保護者は、原則として教育委員会が指定する学校説明会、学校体験及び面談等を受けなければならない。

- 2 彩葉中学校への就学を希望する児童生徒の保護者は、当該児童生徒の在籍校を通じて彩葉中学校就学希望届により教育委員会に申込みをしなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めたときは、当該児童生徒の在籍校を通じることなく申込みをすることができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、検討委員会において当該申込みの内容について検討を行う。
- 4 教育委員会は、前項の規定による検討結果を踏まえ、彩葉中学校への就学の可否を決定する。
- 5 教育委員会は、前項の規定により決定した内容について、彩葉中学校への就学に係る決定内容通知書により、申込みを行った保護者に通知するとともに、彩葉中学校就学内容通

知書により在籍校長に通知するものとする。

- 6 前項の決定内容通知書において就学を認める通知を受けた保護者は、彩葉中学校への就学に係る同意書を教育委員会に提出するものとし、当該同意書は、規則第4条第3項に規定する指定学校変更申立書とみなす。

(指定校変更の承諾)

第9条 教育委員会は、前条第6項の規定により当該同意書の提出があったときは、速やかに指定校変更を承諾するものとする。

(承諾の通知)

第10条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更の承諾をしたときは、同意書を提出した保護者に対し承諾書を交付するとともに、彩葉中学校の校長に対し、承諾通知書により通知するものとする。

(指定校変更承諾の取消し)

第11条 教育委員会は、承諾を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定による承諾を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により承諾を受けたとき。
- (2) 学びの多様化学校への就学を希望しなくなったとき。

(承諾の取消しによる就学学校の指定)

第12条 教育委員会は、前条の規定により承諾を取り消したときは、承諾を受けた保護者に対し、当該児童生徒が就学すべき市立学校を指定するものとする。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から実施する。
- 2 令和9年3月31日までにおいては、第10条の規定のうち「彩葉中学校の校長」に係る部分は適用しない。
- 3 この要綱において、「規則」とあるのは、令和8年6月16日教育委員会規則第27号による改正後の規則とする。

別表

部局	職名
教育委員会事務局	教育政策監
教育委員会事務局	理事

教育委員会事務局	次長の職にある者のうち委員長が指定する者
教育委員会事務局	参事
教育委員会事務局児童生徒課	児童生徒課長
教育委員会事務局学校教育課	学校教育課長